

答 申

第1 審査会の結論

教育委員会が、「学校が私に対して行った体罰（暴力）等の記録（協議録含む）及びいじめ等に関して、本人（親）、学校、教育委員会と協議した時の議事録並びにいじめなどについて残っている私に関する資料全てとその対応が分かるもの」を不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人が平成21年3月19日付けで高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に基づき行った「学校が私に対して行った体罰（暴力）等の記録（協議録含む）、いじめ等に関して、本人（親）・学校、教育委員会と協議した時の議事録、いじめなどについて残っている私に関する資料全てとその対応が分かるもの」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対し、教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年4月16日付けで行った不存在決定の取消しを求めるというものである。

第3 実施機関の不存在決定理由等

実施機関が、決定理由説明書、意見陳述書及び意見陳述で主張している不存在決定理由は、次のように要約できる。

異議申立人はいじめについて報告をしていると主張しているが、異議申立人が高校1年生であった平成18年10月に行われた個人面談の際に在籍していた高等学校（以下「A学校」という。）のホーム担任教諭（以下「1年ホーム担任」という。）は、異議申立人から友人とトラブルがあったことを聞いているものの、その時点では既に解決済みの事柄であり、具体的な友人の名前や状況などの話もなく、それよりも、中学校当時に受けたいじめや中学校教員とのトラブルの話が主であり、高校のことについては特に触れなかったと記憶している。このため、1年ホーム担任は、特に対応を要するものとは思わなかったことから、記録等の文書は残していない。

異議申立人がA学校の2年生であった平成19年10月31日に転校したい旨の話が異議申立人の保護者からホーム担任教諭（以下「2年ホーム担任」という。）に対してあった。転校の手続きを行うにあたり関わったA学校の教頭によると、主治医の勧めにより転校したいという話であり、治療のためと出席不足により進級が難しい状況にあったため、転校するものと思ったとのことであった。その際、学校としては、終始、転校よりもA学校での学校生活を勧めていたが、同保護者が主治医と相談のうえ決めてきたということで、学校の勧めには応じなかった。また、同保護者はA学校に復学するための手続きについて学校側に相談する一方で、この転校が同校におけるいじめが原因であり、これに対応するためであ

るという主張はしていなかった。

このような経緯により同年11月に転校しており、転校時点では、いじめについては過去の話であって、転校の際にもいじめについて、学校に対し調査の要求はなく、学校側も調査の必要があると認識をしていなかった。このことから、いじめに関する公文書は作成していない。

また、体罰を1年ホーム担任から受けたということについては、1年ホーム担任には全く心当たりはなく、したがって、異議申立人が主張する体罰に関する公文書は存在しない。

こうしたことから、不存在の決定を行ったものである。

#### 第4 異議申立人の主張

異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての主な内容は、以下のとおりである。

いじめや体罰については、A学校、転校先学校（以下「B学校」という。）、実施機関に報告している。また、いじめが原因でPTSD（外傷後ストレス障害）となったことが書かれている医師の診断書等をB学校へ提出しているため、学校は、協議録や対応が分かるものを残すべきである。学校として、当然調査等の義務があり、調査や対応をきちんとしていれば、公文書が存在していなければならないと主張している。

#### 第5 審査会の判断

実施機関は、学校側がいじめについて調査の必要があると認識していなかったこと、異議申立人に対する体罰については全く心当たりがない事柄であることから、いじめや体罰に関する書類を作成していない。このため、不存在決定を行ったと主張している。一方、異議申立人は、学校には当然調査等の義務があり、調査や対応を適正に行っていれば、公文書が存在していなければならないと主張しているため、以下検討する。

##### 1 いじめに関する公文書について

- (1) 実施機関によると、いじめや体罰の訴えが実施機関にあった場合、学校に事実確認を要請している。また、県立学校では、いじめや体罰の訴えを受けた教職員は管理職へ連絡し、管理職は必要に応じ関係教職員を集めて支援チームを編成し情報収集や今後の対応を協議するとともに、確認できたことは保護者へ連絡し、必要に応じ実施機関に報告することとなっている。この際、支援チームを編成する前の段階では、公文書を作成しなければならないとする定めはなく、支援チームを編成すると情報を共有するため、公文書を作成することである。そして、異議申立人が在籍していたA学校では、「校内での事件・事故」及び「校内支援体制の確立」と題するマニュアルを作成しており、いじめや体罰もこのマニュアルにより対応することとしている。

(2) 実施機関によると、A学校では異議申立人の保護者からいじめの話聞き、1年ホーム担任からいじめについて確認したところ、平成18年10月の個人面談では、異議申立人から、現在、いじめを受けているとの発言はなく、友人とトラブルがあったことを聞いたものの、その時点では既に解決済みの事柄であったこと。また、異議申立人が学校生活を送るうえで支障があるような状況ではなかったため、異議申立人に対し「何かあれば教えてね」と述べ、いつでも対応する態勢を示したうえで、その後の様子も観察したが特段の変化は認めなかったとのことである。なお、平成19年5月に校内でいじめに関する調査を行った際にも、異議申立人からはいじめの申し出はなかった。このことからA学校では既に解決済みの事柄であるうえ、いじめには該当しないとの認識をして、支援チームを編成しておらず、いじめに関する公文書は作成していない。なお、診断書は、B学校に対し入学審査資料として提出されたものであり、A学校は診断書を見ていなかった。一方、B学校及び実施機関は、診断書の記載内容を把握したが、事前にA学校校長から口頭で説明を受けて事情を承知していたことに加え、生徒の環境が一変することから、改めて調査等の対応の必要があるとは認めなかったため、対応を記録した公文書は作成していないとのことである。

## 2 体罰に関する公文書について

異議申立人によると、1年ホーム担任からデコピンや、グーのげんこつで上腕を殴られる体罰を受けたと主張している。また、修学旅行の集合時間に遅れた時に、頭ごなしに怒られたうえ、謝罪するよう強要されたことなどがあり、他の先生が壁を叩いた時には極端におびえて号泣するなど、精神的なショックを受けていたと主張している。

一方、実施機関によると、修学旅行に遅れた際には口頭できつく注意したことはあったが、手をかけるなど体罰は行ったことはないし、保護者からの訴えを受けた記憶もないと主張している。また、A学校校長は平成19年11月、異議申立人に対する体罰の有無について、異議申立人の同級生から事実を確認するよう2年ホーム担任に対し指示した。その結果、「特にそういうことはなかった」という報告を受けている。そのうえ、異議申立人は既に転校していたことから、1年前の事を異議申立人から聴取する訳にもいかないと考え、記録を残していない。こうしたことから、A学校では体罰に関する公文書は作成していないとのことである。

## 3 いじめ等の協議に関する公文書について

A学校及びB学校並びに実施機関は、異議申立人及びその保護者といじめ等に関して協議を行っている。しかしながら、複数回行われた協議の記録をしておらず、また、話し合いの内容についてA学校及びB学校並びに実施機関での情報共有は行ったものの、当時記録として残すことをしなかったため、協議内

容を記録した公文書は存在していないとのことである。

当委員会において、これらの実施機関の説明を聴取した限り、実施機関が本件公文書を作成していたとする確証が得られなかったことから、実施機関が本件公文書を不存在とした本件処分は妥当である。

## 第6 結論

当審査会は、本件不存在決定について具体的に検討し、最終的には高知県個人情報保護審査会規則第3条第3項の規定による多数決により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第7 付帯意見

本件では一般的に重要と思われる情報が記録・文書化されていなかったため、開示すべき情報が存在しないこととなっているが、本来はこのような事案では記録を作成し、保存しておくのが相当と思慮される。

## 第8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 6月18日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成21年 7月13日	・ 実施機関から決定理由説明書を受理した。
平成21年 8月 6日	・ 異議申立人から決定理由説明書に対する意見書を受理した。
平成21年 8月27日	・ 実施機関及び異議申立人の意見陳述並びに諮問の審議を行った。
平成22年 3月18日	・ 答申（案）の検討を行った
平成22年 7月 2日	・ 答申（案）の検討を行った
平成22年 7月21日	・ 答申を行った